

【資料6】

林業事業体等からの質問に対する回答

1 生産事業関係について

(1) 収穫調査

生産事業請負で、特に保伐区（皆伐）での計画生産量に対し、実績数量の増減（10%～20%これ以上の事業地もあった。）がみられると思います。事前の事業地（材積）調査は、標準地調査（10×10m）等で行っておられると思いますが、1ha当たり何箇所くらい調査されるのか。または、その他の調査方法もあるのか。

材積調査は、当局で定めている収穫調査規程に基づき実施しています。

標準地調査法による場合は、調査面積の2%以上（調査面積の2%が500平方メートルに満たない場合は500平方メートル以上）を基準としています。

保育間伐・活用型は、類似林分ごとに1樹種につき500平方メートル以上の標準地調査を行っていますが、保育間伐・存置型は、類似林分ごとに1樹種につき100平方メートル以上を2箇所以上の標準地調査を行っています。

素材生産事業での調査方法については、上記のほか、隣接類似林分の調査数値等を活用（襲用）している事業地もあります。

事業の発注に当たっては、収穫調査で得られた数値に基づき、樹種毎の形質や材質、立木材積から素材の歩留まりを勘案して利用率を算定し、生産数量を決めています。

(2) 搬出

① 現在の主な作業条件は、森林作業道開設により、集材はプロセッサ、スイングヤーダ（タワーヤーダ）等で設計されていることが殆どだと思いますが、この作業条件では集材・搬出が行えない（困難な）事業地もあると思います。中には、無理をして森林作業道を開設中に、また、運搬車による搬出を行っている最中に、天候によっては濁水が谷を流れ本流へ濁りを出してしまうような問題（漁協や各組合員とのトラブル）も出てくることから、事前にそういったことが考えられる事業地については、架線系と林業機械系を組み合わせた作業条件についてのお考えはあるのでしょうか。（作業道作設が元々困難な契約地（生産事業区）の場合もある。）

② 皆伐や架線系集材機械を用いた搬出技術の習得、向上に努めることのできる事業を発注してもらえると、人材育成等に活用できる。

③ 物件への取り付きまでの難易度が高すぎる案件が多いように感じます。

（例1）道路から物件までの距離が異様に長い。

（例2）急峻な傾斜地、かつ付近に土場を造成できるような土地がない。

伐採・搬出に当たっては、地形等の条件に応じて路網と架線を適切に組み合わせることが必要と考えます。特に、急傾斜地その他の地形、地質、土質等の条件が悪く土砂の流出又は林地の崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の更新又は土地の保全に支障を生じる場所において伐採・搬出する場合には、集材路の作設を避け、架線集材を選択することになります。当局管内においても特に急傾斜地など、架線集材に限定した事業地もあり、現地を確認しながら作業方法を検討した上で事業発注しているところです。

なお、これまでも、森林作業道の路面等の侵食、路体崩壊が起因し、林地崩壊した事例も見受けられます。不適切な森林作業道の作設を防止するためにも、森林作業道作設指針に基づいた作設をお願いします。

また、当局管内の国有林は、奥地に所在している箇所が多いことから、公道及び林道の走行距離が長くなる傾向にあります。このため、生産事業においては、大型トラックによる運搬が可能となるよう中間土場の確保に取り組んでいるところです。

(3) 間伐

間伐対象林分内に広葉樹あるいは枯損木がある場合、契約上の伐採対象木となるのか否か、入札仕様書等において取扱を明確に示していただきたい。

生産事業請負の契約書に伐採対象となる樹種を記載していますので、その樹種を間伐することとなります。間伐対象林分内に広葉樹あるいは枯損木があっても、契約になければ伐採対象木としていません。ただし、伐倒・搬出の際に支障になる場合は、監督職員と協議して伐採することになります。

(4) 委託市場

津山地区の現状では、本年度から岡山県森連津山共販所が委託市場として追加され、11月の記念市に約100m³搬入いただき感謝する。

一方で、生産請負を森林組合が受注場合であっても、津山総合市売市場に搬入するよう指示されていることから、森林組合系統にありながら別の市場に生産材を輸送せざるを得ない状況にあり、心理的に不合理を感じている。販売委託市場は生産請負業者が決まる前に決定していることは承知しているが、森林組合が受注した場合は県森連の共販所に輸送できるよう、制度改正をお願いする。

委託市場については、販売業務の受託を希望する問屋業者に対し企画提案書の提出を求め、企画競争の実施公告を行い、資格その他の必要な事項について審査し、販売業務を委託する問屋業者を選定しています。

生産事業の公告時には、販売委託の数量と公募により選定した委託市場を記載していますが、山元から市場へ直送するため輸送ルートの道路状況や輸送距離等の輸送コストを総合的に勘案し、効率的な実施に務めているところであり、ご理解願います。

(5) 複数年契約

- ① 人材育成や事業の安定を行いたいと思うので、複数年事業を増やしてほしい。
- ② 複数年契約の事業を多く出してもらえると仕事の計画が立てやすくなる。
- ③ 複数年契約の割合を増やしてほしい。

近畿中国森林管理局管内の国有林は小規模・分散している団地が多いため、近隣の国有林の搬出箇所を取りまとめるなどして、複数年契約対象箇所の掘り起こし・拡大できるように取り組んでいくこととしています（令和3年度 滋賀署、和歌山署、岡山署、広島署で実施）。

2 造林事業関係について

(1) 低コスト（下刈）

造林に関しては、特に下刈作業の回数を減らしている。植栽後3年経過して初めて下刈という事業地もある。とっっても下刈作業と言えるものではない。作業をする者からすると低コストにはならない。

今年6月に閣議決定された森林・林業基本計画において、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」の展開が示されたところであり、この実現に向けては、民有林の模範となるよう国有林における生産性の向上や再造林の効率化等への率先した取組が必要となります。

このため、造林事業においては、下刈の省力・削減、低密度植栽、シカ被害対策、コンテナ苗木の普及など低コスト化の取組を行うこととしています。

下刈回数の削減に当たっては、画一的に回数を削減するのではなく、植栽木と雑草木の競合状態等現地の状況を適切に判断して、トータルで下刈回数を3回以下にすることを目標として取り組むこととしています。

(2) 分収造林

企業との分収造林契約を増やしてほしい。地元の組合等が契約した企業との間で長期の施業協定を締結することで、長期に渡り事業の確保ができる。

分収造林については、一般公募や立木販売契約者、社会貢献活動等を目的とする者との契約など積極的に取り組むこととし、各署等に候補地の選定や企業等と接する機会等を通じて情報提供を行うよう指示を行っているところです。

分収造林契約をご希望される場合は、局又は最寄りの森林管理署等にご相談ください。

(3) 一貫作業システム（造林）

生産事業完了から時間の経過した再造林における植栽工事について、雑草の繁茂状況が酷く設計価格に反映されていないと思います。また、一貫作業システムとして捉えられていると思いますが、生産事業の際に発生した枝葉の集積が十分に行われておらず、部分的に地拵えが発生していることを設計でみてもらえないか？

伐採から植付までの一貫契約については、1年以内に作業が完了することがほとんどであるため、植付箇所の植生が著しく繁茂することはないと考えていますが、立木販売の跡地造林において、伐採後数年経過している箇所で作業の難易度が高いことが予想される場合は、適切な実査により予定価格を積算しているところです。

また、生産事業跡地で枝条が多く存在し、その後の植付に支障があるような場合は、設計変更による変更契約を行うこともありますので双方協議のうえ適切に対応していきたいと考えています。

(4) 事業の確保

造林・危険木事業の事業量拡大をお願いします。

4・5月にも事業をお願いします。

造林事業については、伐採箇所の増減によりその後の造林事業量に影響を与えることとなります。また、その後の保育作業は、必要な時期に必要な作業を行っていくことが重要であると認識しているところであり、必要な予算の確保に努めているところです。

また、危険木処理については、修景伐事業を含めて実施しているところであり、事業として必要な予算を要望していきたいと考えているところです。

(5) 規制緩和

広島豪雨災害で被害を受けた林道修繕資格の規制緩和を宜しくお願いします。

建設業法第3条に、「建設業を営もうとする者は、・・・(中略)・・・当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者は、この限りでない。」とされています。

また、建設業法施行令には、「軽微な建設工事は、工事一件の請負代金の額が500万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあっては1,500万円）に満たない工事又は建築一式工事のうち延べ面積が150平方メートルに満たない木造住宅を建設する工事とする。」とされているところです。

このため、生産事業に付随して実施している林道補修については、主体となる事業が生産事業であることから、木材搬出のための林道補修は生産事業を請負った事業者が実

施しているところです。

なお、林道事業単体での受注には、建設業法に基づく届出や資格が必要であり緩和することはできませんが、その他の内容で見直しが見えるものがあれば検討していきたいと考えています。

3 生産・造林（共通）について

（1）発注時期

- ① 全ての入札に関して4月上旬には実施していただきたい。
- ② 事業の発注時期については、2月～6月頃がもっとも仕事量が少なくなるため、その時期に発注してもらえると入札しやすい。
- ③ 生産事業に関しては、工期が長期になる為、第1四半期での発注をお願いしたい。

事業の発注は、国会での当年度予算成立を基本としていますが、成立の見込みがたつなど状況を的確に把握しながら「令和4年度予算が成立し、予算事務手続きが整ったことを条件」とした入札公告を行うことで可能な限り早期発注となるように努めていきたいと考えています。

（2）工期

搬出事業において出材量に対して工期が短い様に感じます。
安全に作業を進めたいと思うので少し工期を長くして頂きたい。

事業の発注に当たっては、早期発注を基本とした入札公告を行うとともに、事業規模に応じた事業期間の確保に努めてまいります。

（3）歩掛かり

生産・造林等の作業環境、植生・林分状況が様々であり、土木工事のように歩掛かりの策定は簡単ではないと思料されるが、様々な工程調査等を通じて、歩掛かりの策定及び公表に努力されたい。（とかく公共土木事業と比較され、林業は経費的・請負期間的にも厳しいとの意見を頂くことが多い。）

国有林では、各局毎に独自に調査を実施した工期を採用して予定価格を算出して事業を発注しています。

歩掛や工期については、予定価格の積算根拠となる資料のため公表していないところですが、林野庁での検討結果を踏まえて、対応していきたいと考えます。

一方、民有林では「森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について」（林

野庁森林整備課長通知)により府県の区域ごとに定められ公表されていますので、参考にしていただければと考えています。

(4) 一貫作業システム

民間の森林所有者は、結果としてどれくらいお金が手元に残るのかに強い関心を寄せているものである。作業システムに関連して経費的な面でも説明できるよう、工夫され現地検討会等で民間の林業事業者や森林所有者に紹介されてはいかがかと考える。

一貫作業システムは、伐採・搬出時に用いる林業機械を地拵や苗木等の資材運搬に活用して植栽を終わらせることで造林作業の効率化を図るものです。

事業の発注に当たっては、入札公告等において、伐採、搬出、造林に係る事業内容及び数量を示したうえで必要となる経費を積算しているところですが、効率的な作業を行うためには伐採と造林作業の連携が重要となります。

今後、一貫作業システムの利点拡大の観点から、現地検討会等を通じた民間事業者等への普及に向け取り組んでいきたいと考えています。

森林総合事業者（切ることから植えることまでできる）の評価を見直して頂きたい。

現在、総合評価落札方式の一貫作業の評価において、総合的な事業者であることをもって評価することは行っていません。評価基準の設定については林野庁が行うため、ご意見があることは本庁にも伝えてまいります。

なお、当局の生産請負事業においては、一貫作業システムによる事業発注を行っているところですが、伐採と造林を行う事業者が別である場合は、作業効率、作業コストに大きく影響することになるため、伐採から造林まで一元的に行うことができることは、その事業者の大きなメリットになるものと考えています。

引き続き、一貫作業システムの取組にご理解、ご協力をお願いします。

(5) 支払関係

事業完了後の支払いについて、支払いの期日を明確にしてほしい。

国有林野事業製品生産事業請負契約約款 第33条（請負金の支払い）に規定されているとおり請負金の支払は請負者からの支払請求書を受領した日から起算して30日以内に行うこととしています。

なお、請求書等の関係書類は署から森林管理局へ送付し、審査した後、財務省の官庁会計システムから登録口座へ振り込まれるため、支払日の確約はできません。

部分完了について、回数制限をなくしてもらえると助かる。また、部分完了時の書類や検査についてももう少し簡略化してほしい。

国有林野事業製品生産事業請負契約約款 第38条（部分払）により、部分払を所定の手続きに従って請求することができますが、この請求は月1回を超えて行うことができないこととなっています。

なお、部分払の回数については、契約の際にご相談ください。

部分完了の検査の書類等及び現地検査については、事業が完了したことを確認するためにも必要になりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

4 人材育成について

国有林野事業が一般会計化され、地域林政との連携及び営林の指導の意味において専門官等が配置され、積極的に取り組まれていると承知している。これを更に充実・強化させる観点から、民間事業者（例えば森林組合）へ職員を派遣し、民有林の施策を習得させるなど、これまで以上に知見を得られる仕組みの創設に期待する。結果として、国有林としての民有林指導が強化されるものと思料される。

民間事業者への職員派遣については、「国と民間企業との間の人事交流に関する法律（官民人事交流法）」に基づき、透明性・公開性を確保した公正な手続きの下、公務の公正な運営を確保しつつ、民間企業と国の機関との人事交流を実施することが可能となっています。そのための窓口は人事院が行っており、人事院の審査を経て人事交流を行うこととなります。

なお、民有林の施策については、官民が実施する現地検討会、各種会議等への積極的な出席などを通じて、引き続き施策の習得や情報交換を行っていく考えですのでご理解願います。